

安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書

我が国の医療及び介護分野は、医師や看護師等の医療従事者、介護職員の長時間労働などにより支えられてきたところである。

また、医療及び介護に対するニーズの変化や高度化に加え、少子高齢化に伴う担い手の人材不足が大きな課題となっている。

さらに、世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症では、保健所、医療機関、介護施設等の平時の職員体制では、対応ができないことが明らかになった。

国では、医師の働き方改革、看護師の人材確保、さらには、介護職員の処遇改善への支援など、様々な施策を講じているが、抜本的な人手不足を補うだけの労働力の確保や処遇改善にはつながっていない状況である。

国においては、これらの取り組みをさらに強力に推進するとともに、今後の医療及び介護サービスの提供体制を再構築するため、さらなる労働環境の整備や処遇改善を図るとともに、新興感染症のまん延など健康危機に備えるために、保健所の強化はもとより、地域医療の中核となる公立・公的病院等医療機関の連携や機能強化をより一層充実させることが重要である。

以上の趣旨から、国においては、下記の事項を実施するよう要望する。

記

- 1 安全・安心な医療及び介護を実現するため、医療従事者及び介護職員の配置基準を見直すとともに、人材不足へのさらなる支援を講じること
- 2 医療従事者及び介護職員の労働環境や処遇改善への財政支援を行うこと
- 3 新興感染症に対応できる体制整備のため、保健所、医療機関、介護施設等への支援を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和7年3月25日

川口市議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣様
財務大臣
厚生労働大臣